

松戸市がん患者ウィッグ及び胸部補整具購入費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、がん患者が治療に伴う外見変化への対応のためにウィッグ及び胸部補整具を購入し、又はレンタルした者に対し、予算の範囲内においてこの要綱の定めるところにより、松戸市がん患者ウィッグ及び胸部補整具購入費補助金を交付することで、がん患者の精神的、経済的負担を軽減し、社会生活を支援することを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助の対象者は、次の各号に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 申請日時点で本市の住民基本台帳に記録がある者
- (2) がんと診断され、その治療を過去に受けた又は現に受けている者
- (3) がん治療に伴う脱毛、乳房切除により、ウィッグ又は胸部補整具が必要である者
- (4) 国や他の自治体による同様の補助を受けていない者
- (5) 市税を滞納していないこと。

(補助対象費用及び補助額)

第3条 補助対象となる費用は、次の各号に掲げる区分の購入又はレンタルに要する費用とし、補助額は当該各号に定める額とする。

- (1) ウィッグ（装着時に皮膚を保護するネットを含み、その他付属品ケア用品を除く。）及び毛付き帽子 実際に要した費用又は30,000円のうち、いずれか少ない方の額
- (2) 胸部補整具（補整下着、乳房補整パッド、人工ニップル、人工乳房等。ただし、乳房再建術で挿入するものを除く。） 実際に要した費用又は20,000円のうち、いずれか少ない方の額

- 2 補助の回数は、対象者1人につき前項各号に掲げる区分ごとに1回を限度とする。ただし、再発、転移など異なるがんに罹患した場合は、同一年度以外で再度の申請をすることができる。
- 3 複数の補整具を購入又はレンタルした場合、その費用の合計を補助対象とすることができる。

(補助の申請及び請求)

第4条 補助を受けようとする者（その者が未成年の場合は、その法定代理人とする。）（以下「申請者」という。）は、松戸市がん患者ウィッグ及び胸部補整具購入費補助金交付申請書兼請求書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に申請及び請求しなければならない。

- (1) 脱毛、乳房切除を伴うがんの治療を過去に受けた又は現に受けていることを証する書類（補助対象者の氏名が記載された診断書、治療方針計画書、化学療法に関する説明書等の写し）
- (2) ウィッグ・胸部補整具を購入又はレンタルした日付及び金額が分かる書類（領収書等）の写し
- (3) 市税の滞納がないことを証する書類の写し。ただし、本人の同意を得て市長が補助対象者の課税状況を公簿等によって確認できるときは、当該書類を省略することができる。
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請及び請求は、ウィッグ又は胸部補整具を購入し、又はレンタルした日の翌日から起算して1年以内に行わなければならない。

(補助の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請及び請求があった場合、その内容を審査して補助の可否及び補助額を決定し、松戸市がん患者ウィッグ及び胸部補整具購入費補助金交付可否決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(補助の決定取消し)

第6条 市長は、補助金の交付を受けた者が偽りその他不正手段により補助の決定を受けた者があると認められるときは、その者に対し期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、同日以後にウィッグ又は胸部補整具を購入し、又はレンタルした者について適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。